## 掲示物の取り扱いについて

例年、自治会執行委員会では2号館の5~10階にある学生掲示板にて掲示物の取り扱いを管理しています。現在メールを通して掲示物の許可,不許可のチェックを行っています。以下に掲示までの流れを示しますのでご一読いただいた上、提出をお願いいたします。ご不明な点がございましたら本通達下部「・問い合わせ先」までご連絡ください。

## 掲示~掲示終了までの流れ

- 1. 揭示物作成
  - 以下の条件を満たすように掲示物の作成をお願いいたします。
- ・用紙は 原則 A4 紙(A4 以外を掲示したい場合はお問い合わせください)
- ・ページ上部に発行団体名を明記して下さい。
- ・ページ右下に自治会執行委員会の許可サインと掲示締切日の印を押します。縦 3 cm×横 4 cm の余白を設けて下さい。

また以下のような行為がないように掲示物の作成をお願いします。

- ・情報倫理に則らない
- ・飲酒、喫煙を助長する
- ・卑猥な画像の挿入や文章がある
- ・その他道徳的に問題がある文章、画像
- 2. 掲示物のデータを執行委員会に提出

送り先: jitikai.keijibutu@gmail.com

掲示物を送る際に

- ・掲示物管理責任者の学籍番号と名前
- ・所属団体名
- 連絡がつくメールアドレス
- ·揭示開始日(※1)
- ・掲示終了日

の記入をお願いします。

また件名を「掲示物の審査について」と記載頂けますと幸いです。 ※1 許可が通り次第即掲示される場合は即刻とご記入下さい。 3. 執行委員会より掲示物の掲示許可 or 掲示不許可をメールにて返信 確認ができ次第、許可 or 不許可のメールをお送りします。 審査にお時間を要する場合があります。ご了承下さい。

## 4. 貴団にて印刷,掲示

許可の場合はお手数ではありますがご自身にて執行委員会にサインされた原稿を印刷 し、2 号館の 5~10 階にある学生掲示板に掲示お願いします。

掲示時には掲示板に画鋲が刺さっておりますのでそちらをご利用下さい。

## 5. 掲示物の撤去

掲示終了期日が近づきましたら掲示物の撤去をお願いいたします。

撤去は終了期日から 2~3 日前後が好ましいです。掲示終了期日から 2 週間を過ぎても 掲示物が撤去されない場合は執行委員会にて強制的に処分いたします。ご了承下さい。ま た、画鋲は元の場所に戻して頂けますと幸いです。

- ・よくある質問
- O. 代理の人が掲示物の掲示,剥がしを行っても大丈夫ですか?
- A. 代理の方が本通達をご一読いただければ可能です。学生掲示板のルールを守っていただきますよう宜しくお願いします。
- O. 写真の掲載は可能ですか?
- A. 可能です。但し、ぼかしを入れるなどして肖像権にはお気をつけ下さい
- ・問い合わせ先 自治会執行委員会内通局 jitikai.keijibutu@gmail.com